

番号	(1) (2)
項目	<p>公衆浴場事業者における年2回の事業実績報告により、参考資料の金額確定通知書や振込金額の不具合、事務処理の煩雑化が生じております。</p> <p>この件に関しては、事業実績報告や確定振込を年1回に改定して頂ければ解消され、また、年1回の確定振込にする事により、大阪市様における決済、振込業務も軽減に繋がるのではと思われます。</p> <p>つきましては、公衆浴場事業者における高齢者入浴利用料割引事業の継続的な維持のため、以下の改定を要望いたします。</p> <p>なお、この要望内容については本組合における理事会及び支部長会において、衆口一致の要望であった旨を申し添えます。</p> <p>(1) 大阪市高齢者入浴利用料割引事業の半期毎の事業実績報告を、通年の年間事業実績報告に改定。</p> <p>(2) これ伴う、年2回の補助金確定払いを年1回に改定。</p>
(回答)	<p>本市の高齢者入浴利用料割引事業は、高齢者の健康増進と孤独感の解消、高齢者福祉の向上を図る重要な事業であり、今後も安定的、継続的に実施していく必要があると認識しています。</p> <p>令和6年度には、貴組合からの要望を踏まえ、従来のカード型の入浴割引証を廃止し、新たに本市が発行するチケット型の入浴割引券を導入したところです。</p> <p>チケット化に伴い、これまで各浴場で行っていた入浴割引証の交付申請の受付や交付者名簿の作成・管理等が不要となり、実績報告についても、実施日ごとの集計等が不要となり、チケットを添付するだけとするなど、各浴場の事務負担は大幅に軽減しているものと認識しています。</p> <p>補助金はその財源の多くが市民の税金であり、大阪市として市民への説明責任があります。</p> <p>本事業は各月で実績が確定するものですが、最低でも半期毎に実績を把握する必要があるため、半期ごとに事業実績報告を提出いただいくこととしています。</p> <p>なお、実績報告書及び額確定通知書について、ご理解いただきやすい記載形式とするなど、貴組合のご意見を伺いながら工夫や改善を重ねてまいりたいと存じます。</p> <p>今後とも、ご理解・ご協力をお願いします。</p>
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 電話：06-6208-8054